

令和 7 年度

十和田市住宅省エネ改修推進事業

【申請案内】

1. 目的

市内の一戸建て住宅における省エネ改修（開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事）等の促進を図ることで、カーボンニュートラルの実現に寄与することを目的とします。

2. 補助事業の内容（要綱第3条関係）

補助事業は県内事業者が施工する工事（契約行為を伴うものに限る。）であって、以下のいずれかに該当するものとします。

補助事業	補助事業の内容
全体改修	一戸建て住宅の全体について行う省エネ改修であって、省エネ改修後の住宅全体が省エネ基準に適合し、かつ、BELS等の第三者認証を受けるもの。
部分改修	一戸建て住宅の一部分について行う省エネ改修であって、改修後の部分が仕様基準に適合し、かつ、市が定めた仕様を満たすもの。
建替え	一戸建て住宅の建替え（既存の一戸建て住宅の解体工事を含む。）であって、建替え後の住宅全体が省エネ基準に適合し、かつ、BELS等の第三者認証を受けるもの。

※玄関が二つあり建物の内部でつながっていない二世帯住宅は長屋となるため、補助の対象になりません。

3. 補助対象住宅（要綱第4条関係）

補助対象住宅は、市内に存する一戸建て住宅であって、以下のすべてに該当するものとします。

- (1)全体改修若しくは部分改修又は建替え後の一戸建て住宅が、耐震性を有していること。
- (2)全体改修前の住宅若しくは部分改修前の当該改修に係る部分又は建替え前の一戸建て住宅が、省エネ基準に適合していないこと。
- (3)建替えにあっては、建替え後の一戸建て住宅が、土砂災害特別警戒区域外に存すること。
- (4)補助対象事業費について、本補助金のほか国等から補助金の交付を受けていないこと。

4. 補助対象住宅の耐震性（要綱第5条関係）

全体改修若しくは部分改修又は建替え（階数が2以下かつ床面積の合計が300㎡以下の木造の住宅以外のもの）後の一戸建て住宅においては、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- (1)昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて着工したもの。
- (2)地震に対する安全性に係る建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律又は地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準に適合することが証明されているもの又は適合させるための改修が補助事業完了までに完了する予定のもの。

建替え後の一戸建て住宅において、階数が2以下かつ床面積の合計が300㎡以下の木造の住宅は次の各号のいずれかに該当するものとします。

(1)構造計算により構造安全性が確かめられるもの。

(2)壁量等の基準（建築基準法施行令第43条に規定する柱の小径及び同令第46条に規定する構造耐力上必要な軸組等の基準をいう。）により構造安全性が確かめられるもの。

5. 補助対象者等（要綱第6条関係）

補助対象者は、補助対象住宅の所有者であって、本人又はその親族が現に居住しているもの又は居住することを予定しているものとします。なお、補助対象者は、工事の施工者に申請等の手続を委任することが可能です。

6. 補助対象事業費及び補助金の額（要綱第7条関係）

補助事業	補助対象事業費	補助金の額
全体改修	省エネ改修に要する実際の工事費とする。（設備の効率化に関する工事費は、開口部、躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。）	補助対象事業費（消費税相当額を除く）の23% （上限 766,000円）
部分改修	省エネ改修に要する工事費であって、モデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額とする。（設備の効率化に関する工事費は、開口部、躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。）	
建替え	省エネ改修に要する工事費相当額であって、実際の工事費とする。（設備の効率化に関する工事費は、開口部、躯体等の断熱化工事費と同額以下であること。）	

7. モデル工事費（要綱第7条関係）

部分改修の補助対象額を算出する際のモデル工事は以下のとおりとなります。

(1)開口部の断熱改修におけるモデル工事費

工事種別		開口部の断熱改修におけるモデル工事費		
		規模	面積	単位当たりの額
窓	ガラス交換 ※1	大	1.4㎡以上 ※5	88,000円/枚
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満 ※5	64,000円/枚
		小	0.1㎡以上0.8㎡未満 ※5	24,000円/枚
	内窓設置 ※2	大	2.8㎡以上 ※6	200,000円/箇所
		中	1.6㎡以上2.8㎡未満 ※6	160,000円/箇所
		小	0.2㎡以上1.6㎡未満 ※6	136,000円/箇所
	外窓交換 ※3	大	2.8㎡以上 ※6	200,000円/箇所
		中	1.6㎡以上2.8㎡未満 ※6	160,000円/箇所
		小	0.2㎡以上1.6㎡未満 ※6	136,000円/箇所
ドア	ドア交換 ※4	大	（開戸）1.8㎡以上 ※6	288,000円/箇所
		大	（引戸）3.0㎡以上 ※6	

	小	(開戸) 1.0㎡以上1.8㎡未満 ※6	256,000円/箇所
	小	(引戸) 1.0㎡以上3.0㎡未満 ※6	

- ※1 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。
- ※2 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。
- ※3 外窓交換とは、既存窓を取り除き新たな窓に交換するもの及び新たに窓を設置するものをいう。
- ※4 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するもの及び新たにドアを設置するものをいう。
- ※5 ガラスの寸法とする。
- ※6 内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

(2)躯体等の断熱改修におけるモデル工事費

工事種別	躯体等の断熱改修におけるモデル工事費		
	断熱材の区分	熱伝導率	単位当たりの額
壁	A～C	0.052～0.035W/m・K	168,000円/㎡
	D～F	0.034W/m・K以下	252,000円/㎡
屋根・天井	A～C	0.052～0.035W/m・K	60,000円/㎡
	D～F	0.034W/m・K以下	102,000円/㎡
床	A～C	0.052～0.035W/m・K	210,000円/㎡
	D～F	0.034W/m・K以下	316,000円/㎡

(3)設備の効率化におけるモデル工事費

設備種別		設備の効率化における モデル工事費
太陽熱利用システム ※1		452,000円/戸
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの ※2	184,000円/台
	上記以外 ※2	168,000円/台
高断熱浴槽 ※1		437,000円/戸
高効率給湯器※1	電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	279,000円/戸
	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	
	潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)	
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯器)	

節湯水栓※ 2	63,000円/台
蓄電池※ 1	510,000 円/戸

※ 1 設置した設備の種類毎に 1 台/戸を補助対象とする。

※ 2 設置した台数分を補助対象とする。

8. 部分改修の仕様（要綱第 3 条関係）

部分改修における市が定める仕様は下表のとおりとなります。

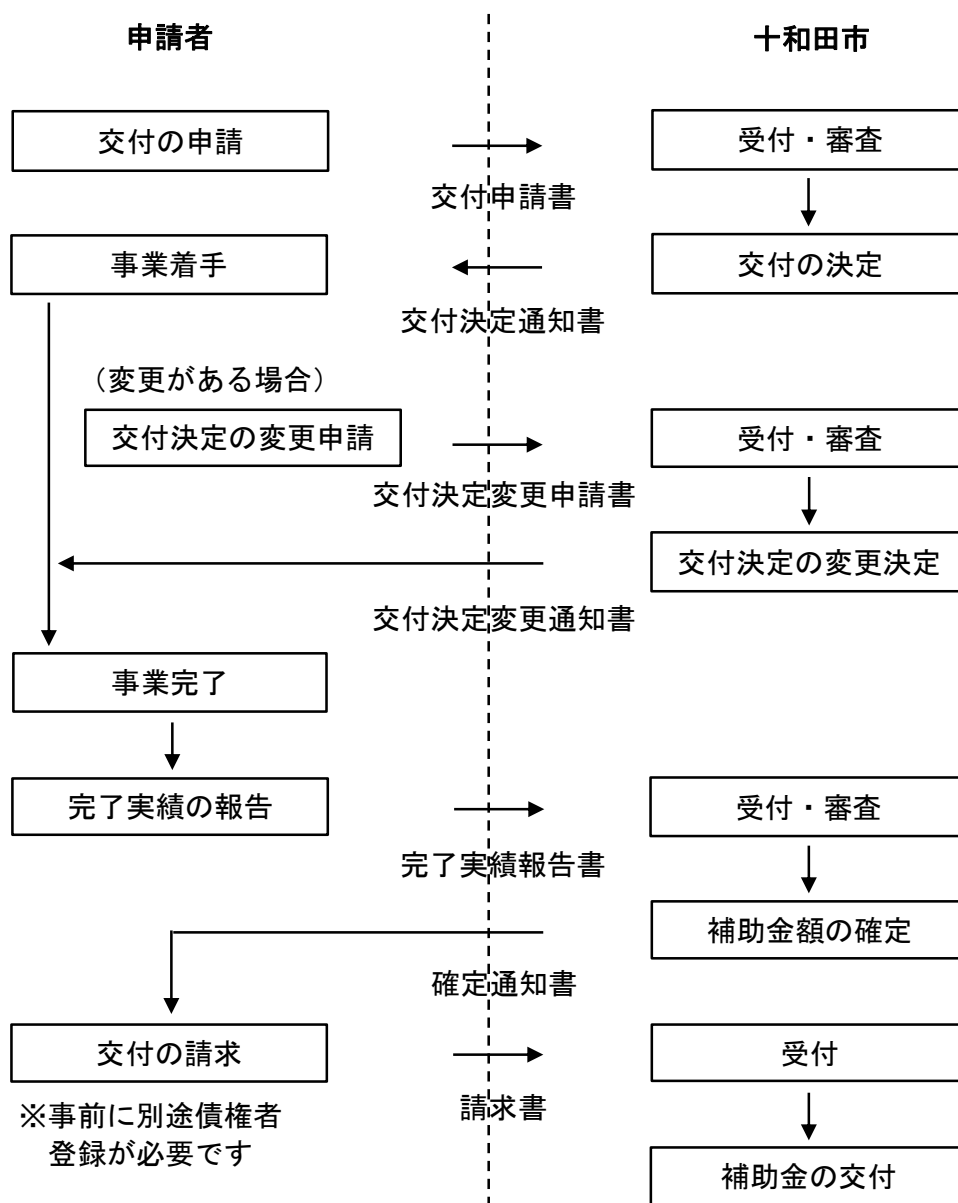
補助対象工事				仕様
開口部、 躯体等の断熱化工事	開口部の断熱化	窓	ガラス交換	国土交通省が実施する子育てエコホーム支援事業（以下「子育てエコホーム支援事業」という。）において登録されている建材であること又はカタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できること。
			内窓設置	
			外窓交換	
	躯体等の断熱化	ドア	玄関ドア等の交換	子育てエコホーム支援事業において登録されている建材（壁の建材は子育てエコホーム支援事業で示す外壁の建材）であること又はカタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できること。
			壁	
			屋根・天井	
		床		
設備の効率化に係る工事	太陽熱利用システム		子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、強制循環式であって、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）	
	節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの	子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、上記の節水に関する基準に加え、(1)～(3)のいずれかを満たすトイレであることが確認できること。 (1) 総高さ700mm以下に低く抑えていること。 (2) 背面にキャビネット（造作されたものを除く。）を備え、洗浄タンクを内包していること。	

			(3) 便器ボウル内を除菌する性能を備えていること。 ※1
		掃除しやすい機能を有するもの以外	子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」又はJIS A5207:2019又はJIS A5207:2022に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有することが確認できること。
	高断熱浴槽		子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有することが確認できること。
	高効率給湯器	電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)であることが確認できること。
		潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 (1) 給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。 (2) 給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。
		潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)	子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 (1) 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。 (2) 石油給湯器の直圧式にあつては、モー

			ド熱効率が81.3%以上であること。石油給湯器の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
		ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯器)	子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上であることが確認できること。
	節湯水栓		子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、JIS B2061: 2023に規定する「節湯型」の水栓と同等以上の機能を有すること。
	蓄電池		子育てエコホーム支援事業において登録されている設備であること又はカタログ等により、定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
	コージェネレーション設備		燃料電池発電ユニットにあっては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可。） ガスエンジン・コージェネレーションにあっては、ガス発電ユニットのJIS B8122に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。
	LED照明		工事を伴うものであること。

※1 第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。

9. 手続きの流れ



10. 交付申請（要綱第8条関係）

補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書に必要書類を添えて申請してください。

申込期限：令和7年11月28日（金）まで

※先着順となります。

※交付決定の前に事業に着手（契約）している場合は補助金の対象になりません。

※交付申請書を受理した後であっても、補助金申請額の合計が予算上限に達した場合は終了となります。

【交付申請時の提出書類一覧】

全体 改修	部分 改修	建 替 え	名 称	様 式	備 考
○	○	○	交付申請書	様式第1号	
○	○	○	委任状	参考様式第1号	委任する場合に必要。
○	○	○	住宅の所有者がわかる書類 （登記事項証明書の写し等）		
○	○	○	建築確認年月日及び延べ床面積が分かる書類（建築確認済証、建築確認通知書、台帳記載事項証明の写し等）		
○	○		昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたものである場合、耐震性を有していることを確認できる書類 （耐震診断結果報告書、既存住宅性能評価書の写し等）		
		○	建替え後の階数が2以下かつ床面積の合計が300㎡以下の木造の住宅の場合、耐震性を有していることを確認できる書類（構造計算書、住宅性能評価書の写し、同		申請時点で提出が難しい場合は、完了実績報告時に提出すること。

			意書等)		
○	○	○	位置図		
○	○	○	補助対象建材、設備等を表示した関係図面 (平面図、立面図、断面図等)		
○	○	○	全景及び改修する部分の現況写真		
○		○	補助対象事業費内訳書(全体改修・建替え)	様式第1号の2	
	○		補助対象事業費内訳書(部分改修)	様式第1号の3	
○	○	○	補助対象事業費に係る見積書	参考様式第2号	補助対象事業費とそれ以外を切り分けて確認できること。部分改修でモデル工事費が設定されている工事の場合は1者、それ以外は2者以上の見積とする。
○		○	第三者認証を受けたことを確認できる書類 (BELS、設計住宅性能評価書の写し等)		交付申請時点で第三者認証を受けていない場合は、完了実績報告時に提出すること。
	○		仕様確認書	様式第1号の4	
○	○	○	その他市長が必要と認める書類		

11. 実績完了報告(要綱第14条関係)

補助事業が完了したときは、完了実績報告書に必要書類を添えて提出してください。

報告期限：補助事業の完了した日から30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日まで

【完了実績報告時の提出書類一覧】

全 体 改 修	部 分 改 修	建 替 え	名 称	様 式	備 考
○	○	○	完了実績報告書	様式第 6 号	
○		○	補助金精算額内訳書（全体改修・建替え）	様式第 6 号の 2	
	○		補助金精算額内訳書（部分改修）	様式第 6 号の 3	
○	○	○	契約書の写し		契約日は交付決定日以降であること。
○	○	○	補助対象事業費に係る支出を確認できる書類（領収書の写し）		
	○		工事内容に応じた性能を証明するもの （性能証明書、施工証明書、納品書の写し等）		「子育てエコホーム支援事業の内容について」の別紙 10を参照のこと。
○	○	○	施工中・工事前後の写真		建替えの場合にあっては、解体に係る工事前後の写真を含む。
○	○	○	その他市長が必要と認める書類		

12. 補助事業の変更（要綱第 11 条関係）

交付決定を受けた事業の内容に変更がある場合は、交付決定変更申請書に交付申請の際に提出した書類のうち変更のある書類を添付して申請してください。ただし、軽微な変更として以下の要件を全て満たすものについては必要ありません。

- (1)補助事業の区分（全体改修、部分改修、建替え）に変更のないもの。
- (2)開口部や躯体等の断熱化に係る工事の場合は、補助対象の工事箇所に変更のないもの。
- (3)設備の効率化に係る工事の場合は、補助対象の設備種別に変更のないもの。
- (4)交付決定を受けた補助金額に変更のないもの。

13. 補助事業の中止（要綱第13条関係）

補助事業を中止するときは、速やかに中止届出書を提出してください。

14. その他

(1)用語の解説

【省エネ基準】

建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいい、本事業では、以下の基準を満たす必要があります。

UA 値 $\leq$ 0.56

BEI $\leq$ 1.0

【仕様基準】

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準をいいます。

【住宅性能表示制度】

住宅性能表示制度とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に基づき、第三者機関が住宅における最大10分野の性能について評価する制度のことで、本事業では、「温熱環境・エネルギー消費量」の分野で以下の基準に適合する必要があります。

断熱性能等級 4

一次エネルギー消費量等級 4

【BELS】

建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針に基づき、第三者機関が省エネルギー性能を評価し認証する制度をいい、本事業では、外皮基準及び一次エネルギー消費量基準に適合する必要があります。

制度の概要等については、「一般社団法人住宅性能評価・表示協会」のホームページからご確認ください。

<https://www.hyoukakyukai.or.jp/bels/info.html>



【子育てエコホーム支援事業】

制度の概要等については、「子育てエコホーム支援事業事務局」のホームページからご確認ください。

<https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/>



(2)処分の制限について

補助事業が完了した年度の翌年度から5年間は、補助対象住宅に係る売買等の処分が制限されます。

(3)調査への協力について

補助金の交付を受けた方には、市が実施する調査等にご協力いただく場合があります。

【問合せ・申請先】

十和田市 都市整備建築課 建築住宅係

TEL : 0 1 7 6 - 5 1 - 6 7 3 8

受付時間 : 8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0

1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5 (平日)